

〔はじめに〕

2016 年度においては、従前のおり、海外におけるわが国コンテンツの正規流通の促進と知的財産を侵害する不正流通の排除を目的に諸事業を積極的に推進する。

今日のオンライン上の著作権侵害は、もはや完全に排除することは不可能である。そのため求められる対策は、被害をいかに早く発見し、その被害の拡散をいかに早く防ぐことができるかにかかっている。その課題に向けて本年度は、オンライン侵害対策の強化として、テレビ放送時からフィンガープリントを同時生成し、UGC サイトをクロールし侵害動画の早期発見・削除に努める。また人的モニタリングによる網羅的な監視を行い侵害動画の早期発見・削除を進めていく。

法制面については、2016 年 2 月 8 日に開催された知的財産戦略本部・次世代知財システム検討委員会において、CODA が政府に提案した「リーチサイトのみなし侵害化」、「サイトブロッキング運用の研究」、「オンライン広告問題の研究」について、広く関係者間の中で検討・協議を行っていく。

〔事業計画〕

1. 知的財産侵害対策に係る国内外の産業界・団体及び政府機関との連携

(1) 国内の産業界、団体との連携促進

- ① 模倣品・海賊版等の海外における知的財産侵害問題の解決を目指す企業・団体の集まりである国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）へ参加し、知的財産侵害問題に関する情報の交換及び共有を図るとともに、その成果をコンテンツ業界に広く提供し、各企業等が実施する海賊版等知的財産侵害対策の一助とする。
- ② 国内における知的財産の保護と不正商品の排除を目的とする不正商品対策協議会（ACA）との連携を強化し、ボーダレス化するコンテンツ侵害に対して、国内外を問わず対処するべく検討・協議を深める。
- ③ わが国コンテンツ業界に対する侵害対策のノウハウ蓄積と侵害対策支援を目的に、「CJ マーク委員会」及び「法制度委員会」のほか、著作権に関連する団体を対象とした「団体連絡会」を定期開催して、最新情報の共有等に努める。昨年度「CJ マーク委員会」の下部組織として設置した「共同エンフォースメント検討WG」の活動を深め、国境を越えて複雑化するオンライン侵害に対する直接対策・周辺対策・削除センターの運営・リーチサイト規制・サイトブロッキング運用・

オンライン広告問題に関する調査及び研究を実施する。

- ④ ネットワーク・プラットフォームの形成を支援するための体制の整備。
「侵害発生国における著作権普及啓発のためのネットワーク・プラットフォームの形成支援」（文化庁受託事業）に関して、わが国において著作権保護や違法コンテンツ流通防止に向けた普及啓発活動を積極的に実施する権利者、権利者団体、集中管理団体等から構成される「検討委員会」を開催し、種々の検討・協議を実施する。

(2) 海外政府・政府機関等及び海外権利者団体等との連携

- ① 国際的に海賊版をはじめとする知的財産侵害対策に積極的に取り組んでいるハリウッド 6 大メジャー映画会社で組織される MPAA/MPA (アメリカ映画協会/その海外部門) 及び国際的な音楽・ミュージックビデオの製作会社で組織される IFPI (国際レコード産業連盟) 等、海外著作権関連団体の現地ネットワーク等を利用した連携強化を図る。
- ② 特に、MPAA/MPA との間では、2016 年 4 月にオンライン侵害対策に関する連携強化を目的に更新した MOU に基づき定期協議を開催する。また、MPA の EU 支部 (イギリス、ベルギー等) の視察を必要に応じて実施し、グローバル化するオンライン侵害対策に関する最新情報の入手・共有に努める。
- ③ MPAA/MPA を組織するハリウッドメジャー 6 社が設立した映像に関する技術検証研究機関である「Movie Labs」との提携に基づき、Movie Labs が保有している世界各国における海賊版トラフィック情報を利活用し、わが国コンテンツの被害状況の可視化を行うとともにその恒久的なシステム構築に向けた精査・検討を行う。
- ④ KOFOCO (韓国著作権団体連合会) との間で、MOU に基づく定期協議を行い、両国におけるオンライン上の著作権侵害実態やその対策に関する意見交換を行い、知的財産権保護基盤の構築を目指す。
- ⑤ 東アジアにおける知的財産関連政府機関 (中国：国家版權局、新聞出版広電総局、公安部、商務部、工業和信息化部、文化部及び文化市場行政執法総隊、香港：知的財産権局及び税関、台湾：内政部警政署、文化部影視及流行音樂産業局及び經濟部知的財産局、韓国：文化体育観光部及び KCC (韓国著作権委員会) 等) との関係構築を図り、情報共有等を通じて連携強化を目指す。

- ⑥ 東南アジアの産業界、団体及び政府機関等については、経済産業省事業「ACBS(アジア・コンテンツ・ビジネス・サミット)」及び文化庁事業「侵害発生国における著作権普及啓発のためのネットワーク・プラットフォームの形成」、総務省事業「日・ASEAN 諸国ワークショップ」の各メンバー国との間で関係構築を図り、当該地域における知的財産に係る諸環境の最新状況の調査を行い実態の把握に努める。
- 予定として、8月に第5回 ACBS をマレーシアで開催し、「海賊版対策ホットライン構築」に向けたワークショップを行う。文化庁の著作権普及啓発事業として、インドネシアとタイにおいて政府機関と共催で啓発イベントを開催する。11月には総務省事業の「日・ASEAN 諸国ワークショップ」をタイで開催する。
- ⑦ 文化庁受託事業である「トレーニングセミナー」を中国、香港、台湾、インドネシア、マレーシア、ベトナムで実施する。
- ⑧ CODA が侵害発生国の政府機関や関連機関・団体との連絡窓口として適時対応を行う。

2. 知的財産侵害対策への具体的支援

(1) 販売店及び電子商取引サイト（EC サイト）での海賊版 DVD/CD 対策

- ① 既に当機構が共同エンフォースメントを実施もしくは実施予定としている地域（中国、香港、台湾、韓国、ASEAN（特にタイ、インドネシア、マレーシア）等）においては、日本コンテンツの侵害実態（著作権・CJ マーク商標権侵害等）の最新情報を継続的に把握し、必要に応じて効果的な共同エンフォースメントを実施する。このうち、特に日本コンテンツに関する侵害が顕著な事例等については集中的に対応し、当該地域の政府機関に対して取締り強化の要請等を行う。
- ② 電子商取引を悪用した海賊版販売事業者や違法配信事業者等のうち、特にわが国消費者（顧客）を対象として行われている侵害行為については、直接対策を検討し、必要に応じて対策を講じていく。
- 併せて、わが国の警察、税関及び不正商品対策協議会等と連携し、これら侵害行為についての国内外における対策強化を図る。

(2) インターネット上の海賊版コンテンツ対策

(A) 直接的な対策について

- ① 現在運用している「コンテンツ自動監視削除センター」の機能を強化し、権利侵害動画の早期発見・削除を目的に、TV 放送の SI 情報（各放送局の公式番組情報）

から、直接フィンガープリントを放送と同時に生成し、迅速な侵害コンテンツの発見及び削除要請を行い、その有用性を検討する。また、人的なモニタリングを試験的に実施し、網羅的な侵害コンテンツの早期発見・削除を行う。

- ② MPAA/MPA との連携により、米国及び EU における共同エンフォースメントなど効果的な対策を検討する。また、ASEAN 地域におけるエンフォースメントとして、MPA が実施するサイトブロッキング等に参加し、その有効性や実務運用について調査を行う。
- ③ ASEAN 諸国のうち、特に日本コンテンツのビジネス展開が進んでいるタイ、インドネシア、マレーシアの 3 カ国を対象とし、該当国政府機関等との連携の上、共同エンフォースメント等の有効な対策について検討する。
- ④ マンガ、文芸作品、雑誌等のデジタル出版物について、中国語表記（中国人向け）のサイトを対象として、継続的な監視・削除の実証実験を実施する。
また、中国国内におけるインターネット上の侵害コンテンツの削除ベンダーとの連携を視野に入れ、より効果的な対策について検討する。
- ⑤ 悪質なサイトに関してブラックリストを作成・更新し、関係権利者等と共有するとともに、そのリストに基づく効果的な権利行使の可能性を検討する。また、具体的な対策を講じている侵害対策ベンダーから情報提供を受ける体制を構築しつつ、特に侵害状況が悪質なサイトについては必要に応じて行政手続の申立てや刑事手続き等を実施する。
- ⑥ 正規流通の促進のサポートのための基本情報となり得るホワイトリスト（正規配信コンテンツリスト）の整備を検討する、その上で、ホワイトリストの情報収集・更新の体制構築についても検討する。

(B) 間接的な対策について

- I. 直接的な侵害対策を補完することを目的に、以下の間接的な対策を検討し、必要に応じて実施する。
 - ① インターネット上の検索結果表示の抑止を要請する。具体的には、Google 等の検索エンジン提供事業者に対して「コンテンツ自動監視削除センター」等により発見された違法コンテンツについて検索結果に表示しないように要請する。
 - ② 悪質なサイトに掲載されているオンライン広告の出稿停止を要請する。具体的に

は、Google 等のオンライン広告配信事業者に対して「コンテンツ自動監視削除センター」等により発見された違法コンテンツ掲載サイトへの広告出稿の停止を要請する。

- ③ スマートフォンアプリ対策として、侵害コンテンツを蔵置するアプリ及び侵害コンテンツに利用者を誘導するアプリの情報を Google 及び Apple に提供し、市場からそれらアプリの削除を要請する。
- ④ 当機構と協力関係にあるシステムセキュリティソフト会社に対して、フィルタリングの対象となる権利侵害サイトの情報を提供し、フィルタリング対象サイトの拡大を目指す。
- ⑤ 有料で違法コンテンツを提供しているサイト等が発見された場合には、銀行等の関係機関に対して当該サイトの利用する銀行口座の凍結等を要請する。

II. オンライン広告については、先進的な取組みを行う米国や英国等における最新の対策について調査・研究する。併せてわが国における現在のインターネット上の広告に関するシステム及びビジネスの実態調査を実施し、効果的な対応策を検討する。またオンライン広告に係る業界団体と問題解決に向けた協議を継続する。

(3) 「権利保護重点作品リスト」の作成

直接的対策及び間接的な対策を迅速に実施するため、事前に権利者から優先的に権利保護をする必要がある作品及びその関連情報を提供してもらうべく、権利者に働きかける。また、当該情報に基づき、作品に関する権利関係情報をリスト化する。

(4) 新たな知的財産権侵害対策を検討するための基礎資料となり得る情報の収集・分析

① 総合的な知的財産権侵害対策

日本コンテンツの被害実態を集約・分析し、迅速なエンフォースメントを目的とする仕組み（「オンライン総合対策センター」）の構築を目指す。具体的には、既存の削除センターのシステムを利活用して侵害情報及び侵害対策情報の収集と情報発信、共有の仕組みを検討し、可能な範囲で当該仕組みを構築する。また、それにより得た情報に基づき、侵害対策等の効率化を図ると共に、新たな対策を検討する。

② コンテンツのキャラクターに関連する権利侵害実態に関する調査・対策

マンガやアニメ等のキャラクターに関連する知的財産権侵害対策の基礎資料とす

るために、わが国権利者の権利を侵害するキャラクターグッズ（「権利侵害キャラクターグッズ」）による中国等における権利侵害状況を調査し、さらに、侵害対策事例を調査する。当該調査の結果に基づき、権利侵害キャラクターグッズ対策として有効な対策を検討し、可能であれば当該対策を実施する。併せて、海外イベント等で権利侵害キャラクターグッズが販売されている状況も散見される事から、これらも調査の対象として検討する。

(5) 民間企業が実施する知的財産権侵害対策の具体的な支援

① 日本コンテンツ（マンガやアニメ等）の知的財産権侵害対策における削除要請等の仕組みを効率化

各々の権利者等が実施している知的財産権侵害対策を効果的・効率的なものにするための仕組みを検討する。また、削除要請については平成 27 年度事業で実施したマンガコンテンツの削除に係る共同実施枠組み（大手出版社＋中小出版社）を継続しながらアニメコンテンツの侵害に対しても共同で実施することを検討する。

② 悪質なサイト等に対する法的措置の検討・実施

日本コンテンツの権利者の削除要請に応じない等の悪質なサイト等の情報を権利者と共有する。その上で、最も悪質と思料されるサイト等の運営者を特定し、それらに対する法的措置を検討し、必要に応じて実施する。

③ 正規流通促進及び広報普及啓発のためのワーキング・グループ会合等の実施

日頃から知的財産権侵害対策を実施している日本コンテンツの権利者（主にマンガやアニメ業界等）を中心とした「デジタル戦略 WG（仮称）」を新たに組成し、日本コンテンツの正規流通拡大のための環境整備を目的として、事業者相互の情報・意見交換や共通取組みの検討を実施する。併せて、侵害対策の実態やノウハウ、課題等も共有する。また、広報普及事業として、将来市場の担い手となる若者に対して、海賊版利用がコンテンツ業界の衰退を招くこと、正規版利用が新たな創作に繋がること等を共感できる正しい知識を知らしめるための教育プログラムを作成し普及を図る。なお、本 WG で検討された事項については、必要に応じて実行する。

(6) その他の国内及び海外における取組み

- ① わが国コンテンツ企業と海外コンテンツ事業者等との間における正規流通及び侵害対策の促進等を目的とした直接協議の場として、国内または現地においてビジネスマッチング等を開催する。

- ② わが国コンテンツ企業が自社のライセンス情報（海外企業にライセンスを譲渡している作品等について）の管理の向上をサポートするような取組みについて検討する。現在、わが国コンテンツ企業が保有する海外にライセンス可能な作品等のデータは各社がそれぞれ管理しているが、それらのデータをまとめることにより効果的な侵害対策を実施できるようになる上、正規版流通促進のための重要な情報源になり得る。
- 併せて、①当該作品等のリストの作成、②中国その他の国において当該リスト掲載作品の宣伝・営業等、③当該リスト掲載作品のライセンス交渉の窓口となること（CODA コンテンツビジネスサポートセンターの設置）、を検討し可能な範囲で実施する。
- ③ 中国・韓国等の東アジアの UGC サイト等について、運営事業者ごとに会社情報・正規ライセンス状況・知的財産権保護への取組み等を報告する「サイト評価レポート」を作成・頒布し、正規配信許諾の促進に活用する。
- ④ 国内外の一般消費者に向けた広報として、共同エンフォースメントに係るニュースリリースや不正商品対策協議会等が主催するイベント等への出展協力を推進する。また、特に海外での一般消費者啓発の側面から効果が高いと思われるイベント等への出展協力を推進する。
- ⑤ アジア地域における海賊版等知的財産権侵害の事例、訴訟等の対応策、法改正等の動向等に関して、「CODA 北京センター」及び関係機関等を活用して情報収集を行い、ニュースレターやホームページ等を通じて、わが国コンテンツ業界等に広く発信する。
- ⑥ 必要に応じて海外から先進的な取組みを行っている関係者を招聘し、知的財産権侵害等に係るセミナーの開催等を実施する。
- ⑦ イマジカデジタルスケープと共同で就活セミナーを実施し、コンテンツ業界の人材発掘をサポートする。
- ⑧ 京都府のコンテンツ業界活性化のための雇用促進事業及び京都市の同じく雇用促進の一環としての具体的案ビジネス促進事業をコンソーシアムの一員として実施する。

〔組織運営〕

1. 広報活動の充実

ホームページのコンテンツの充実を基本とし、マスコミ等への積極的な対応を行い、当機構の活動について日本国内外への周知徹底を図る。

2. 財務体質の充実

新規会員獲得等を通じて自主財源の増加を図るとともに、当機構の趣旨に賛同いただける経済産業省、文化庁をはじめ、総務省、知的財産戦略本部、警察庁及び外務省等からの支援を獲得する。

以上